

「福岡市地下鉄七隈線延伸工事現場における道路陥没に関する検討委員会」規約（案）

（名 称）

第 1 条 この委員会は、福岡市地下鉄七隈線延伸工事現場における道路陥没に関する検討委員会（以下「委員会」という。）という。

（目 的）

第 2 条 委員会は、平成 28 年 1 月 8 日、JR 博多駅前付近の福岡市交通局七隈線の延伸工事現場で発生した道路陥没事故を受けて、陥没の発生原因の把握や、再発防止策等について専門的見地から検討することを目的とする。

（委 員）

第 3 条 委員会の委員は、別紙のとおりとし、国立研究開発法人土木研究所理事長が委嘱する。

（委員長）

第 4 条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会委員の互選により選出する。
- 3 委員長は委員会の議長となり、議事の進行に当たる。
- 4 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

（事務局）

第 5 条 委員会の事務局は、国立研究開発法人土木研究所とする。なお、委託者である福岡市交通局は、必要な資料の提供、作成、説明など、委員会の運営に協力する。

（委員会の運営）

第 6 条 委員会の招集は、委員長が必要に応じて行う。

- 2 委員会は、委員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。

（関係者からの意見聴取）

第 7 条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第 8 条 会議については冒頭部分のみ公開とし、傍聴は不可とする。議事要旨について、事務局は委員長の確認を得たのち、会議後速やかにホームページ等で公開する。最終的な結論が出たのち、すべての資料を公開するものとする。

(守秘義務)

第 9 条 委員は、審議で知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。

(補 則)

第 9 条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、その都度委員会において定める。

附則

この規約は平成 2 8 年〇月〇日から施行する。

以上